この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY THAT：
（略）
（年月日）
(dd/mm/yyyy)
□

（船舶構造規則の一部改正）

第三条　船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防汚方法） **第六十四条**　防汚方法（船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二の防汚方法をいう。）は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物又はシブトリンを使用したものであってはならない。	（防汚方法） **第六十四条**　防汚方法（船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二の防汚方法をいう。）は、告示で定めるスズの含有率を超える有機スズ化合物を使用したものであってはならない。

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY THAT：
（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に現存船（施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶をいう。以下同じ。）に使用されているシブトリンを含む防汚方法（以下この条において「特定防汚方法」という。）（次項又は第三項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。）については、これを引き続き当該現存船に使用し、かつ、適切な被覆によりシブトリンが水中に浸出しないようにするための措置が講じられている場合に限り、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則（以下「新規則」という。）第六十五条第一項及び第三条の規定による改正後の船舶構造規則（以下「新構造規則」という。）第六十四条に掲げる基準に適合しているものとみなす。

2　特定防汚方法であって、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないもの又は国際航海に従事しない現存船に使用されているものについては、これらを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、国際航海に従事しない現存船の船舶所有者が、国際防汚方法証書の交付又は裏書を受けようとするとき（当該現存船に使用されている特定防汚方法が、当該特定防汚方法以外の新たな防汚方法が使用されたことによりこの省令の施行の際現に海水に接触しないものである場合を除く。）は、この限りでない。

3　半潜水型又は甲板昇降型の現存船に使用されている特定防汚方法（前項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。）については、これを引き続き当該現存船に使用する場合であって施行日以後に当該現存船が入渠していない場合に限り、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　特定防汚方法（前三項の規定の適用を受ける特定防汚方法を除く。）については、これを引き続き当該特定防汚方法が使用されている現存船に使用する場合に限り、施行日以後最初に船舶安全法施行規則第十九条第三項第三号の二に該当することとなった日又は当該特定防汚方法の使用が開始された日から起算して五年を経過する日のいずれか早い日までの間は、新規則第六十五条第一項及び新構造規則第六十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　第二条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（次項において「旧証書省令」という。）の規定により交付を受けている国際防汚方法証書は、令和六年十二月三十一日までの間は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（次項において「新証書省令」という。）の規定により交付された国際防汚方法証書とみなす。

6　この省令の施行の際現に旧証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けている船舶所有者は、令和六年十二月三十一日までに、新証書省令第三条の規定による国際防汚方法証書の交付を管海官庁に申請し、新証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けなければならない。ただし、旧証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けている船舶所有者が、令和六年十二月三十一日までに、新証書省令第九条の規定により当該国際防汚方法証書を返納したときは、この限りでない。

○環境省令第十四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第六項及び第七項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

環境大臣　山口　壮

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）」を「及び市町村（法第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行計画」という。）において、同条第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次条第一項及び第五条において同じ。）」に、「同項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行計画」という。）」を「地方公共団体実行計画」に改め、同項第二号中「事業者」を「地域脱炭素化促進事業（法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進事業をいう。以下同じ。）を行うと見込まれる者その他の事業者」に改める。

第三条第一項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第四条中「第二十一条第十項」を「第二十一条第十五項」に改める。